

千葉港港湾計画書(案)

－ 軽易な変更 －

令和2年11月

千葉港港湾管理者

千葉県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成30年10月千葉県地方港湾審議会
- ・平成30年11月交通政策審議会第72回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成31年3月千葉県地方港湾審議会
- ・令和2年3月千葉県地方港湾審議会

の議を経た千葉港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 専用埠頭計画	2

変更理由

立地企業の要請に対処するため、五井地区において専用埠頭計画の変更をする。

港湾施設の規模及び配置

1 専用埠頭計画

1-1 五井地区

立地企業の要請に基づき、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深 4.5 m 岸壁 延長 117 m [新規計画]

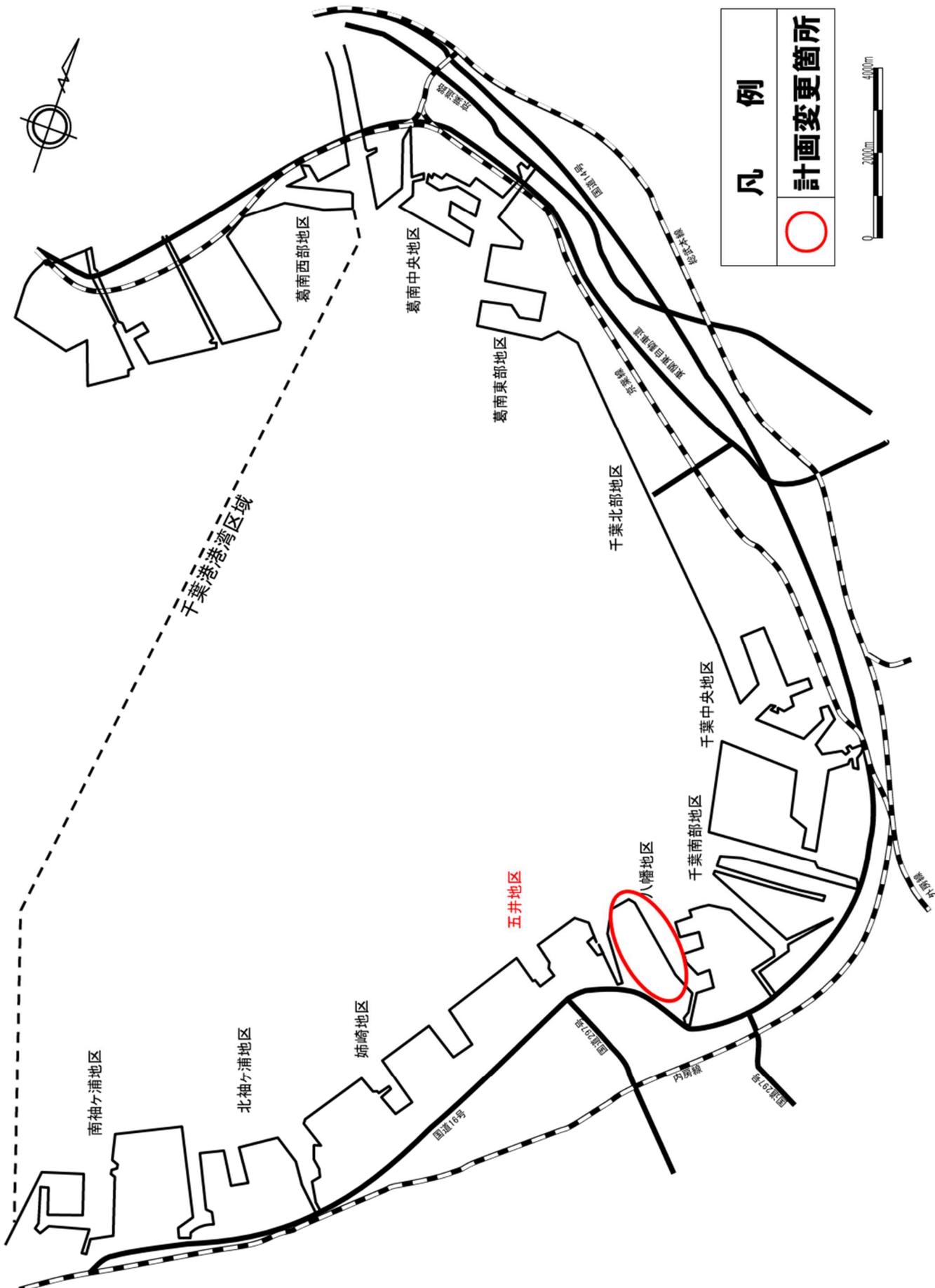
水深 6.5 m 岸壁 延長 152 m [既設の変更計画]

既設
水深 7.0 m 岸壁 延長 291 m

以下の施設を廃止する。

既設
水深 7.0 m 岸壁 延長 16 m
水深 5.5 m 岸壁 延長 65 m
水深 5.5 m 岸壁 延長 60 m

千葉港港湾計画位置図



千葉港港湾計画図

